

○内閣府令第一号
国土交通省

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十七条第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第八号、第二十七条、第二十八条第二項、第二十九条、第三十一条の二第三項、第三十三条、第四十条第二項（同法第五十八条第十項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項及び第七十五条並びに不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第六条第一項第九号及び第二項の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。
建設省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるそ

の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)

第十一条 令第六条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの(対象不動産を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加すること(以下「対象不動産の追加取得」という。))により対象不動産の変更を行うこと(以下「対象不動産の変更」という。))を予定する不動産特定共同事業契約(以下「対象不動産変更型契約」という。))以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)とする。

一〇七 (略)

八 不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭(以下「業務外金銭」という。))の運用に関する事項

九・十 (略)

2 令第六条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号(対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十二号ハを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十五号及び第十六号を除く。))に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 令第六条第一項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ〜ハ (略)

ニ 対象不動産の取得の予定時期までに~~出資された金銭を運用する場合(対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、対象不動産の売却等(当該対象不動産の売却等~~

改正前

(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)

第十一条 令第六条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの(対象不動産を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加すること(以下「対象不動産の追加取得」という。))により対象不動産の変更を行うこと(以下「対象不動産の変更」という。))を予定する不動産特定共同事業契約(以下「対象不動産変更型契約」という。))以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)とする。

一〇七 (略)

八 不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用に関する事項

九・十 (略)

2 令第六条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号(対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十二号ロを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十五号及び第十六号を除く。))に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 令第六条第一項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ〜ハ (略)

ニ 対象不動産の取得の予定時期までに~~出資された金銭を運用する場合(対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、対象不動産の追加取得の予定時期までに対象不~~

により契約が終了するものを除く。)により得られた金銭(第十五号ハ並びに第十六号ロ及びハにおいて「特定金銭」という。)を運用する場合及び前項第八号の運用をする場合を除く。)にあつては、当該出資された金銭について約款に定められた前項第六号に掲げる事項に関する規定を準用する旨の表示があるもの

三〇七 (略)

七の二 前号の場合を除き、契約を解除し、又は組合から脱退することができるときにあつては、その条件及び手続に関する定めがあること。

八 (略)

八の二 対象不動産変更型契約における前号の報酬の額の算定の方法は、対象不動産の価額又は収益若しくは利益に対する割合を基礎として算定する方法その他の公正な方法であること。

九〇十一 (略)

十二 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 対象不動産の売却等の予定の有無に関する定めがあるもの

ロ 対象不動産の売却等を予定する場合にあつては、当該対象不動産の売却等の手続及び当該対象不動産の価格が当該不動産の鑑定評価額又は近傍同種の不動産の取引価格等に照らし合理的なものであることを担保するために必要かつ適切な措置に関する定めがあるもの

ハ (略)

十三・十四 (略)

十五 前項第七号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 対象不動産の追加取得の方針及び手続について、次に掲げる欄及び定めがあるもの

動産の売却等により得られた金銭を運用する場合を含み、前項第八号の運用をする場合を除く。)にあつては、当該出資された金銭について約款に定められた第十一条第一項第六号に掲げる事項に関する規定を適用する旨の表示があるもの

三〇七 (略)

(新設)

八 (略)

(新設)

九〇十一 (略)

十二 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 対象不動産の売却等の予定の有無及び対象不動産の売却等を予定する場合においては、当該対象不動産の売却等の手続に関する定めがあるもの
(新設)

ロ (略)

十三・十四 (略)

十五 前項第七号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 対象不動産の追加取得の方針及び手続に関する定めがあるもの

-
- (1) 不動産特定共同事業契約の締結をするときに対象不動産の追加取得の方針に関する次に掲げる事項を記載する欄
 - (i) 追加取得する不動産の所在地域、延べ床面積、構造方法、用途及び建築後の経過年数並びに敷地面積その他の追加取得する不動産の選定の基準に関する事項
 - (ii) 地域別、用途別その他の追加取得する対象不動産に係る分類別の比率の予定が明らかである場合にあっては、当該比率に関する事項
 - (iii) 追加取得に係る借入れに関する制限に関する事項
 - (iv) その他事業参加者の判断に重大な影響を与える事項
 - (2) 対象不動産の追加取得の手続に関する定め
 - (3) 対象不動産の追加取得の方針及び手続の変更に関する明確かつ公正な定め
 - (4) 対象不動産の追加取得の方針及び手続の変更に対する旨を通知した事業参加者の契約上の権利及び義務を取得し、又は第三者に取得させることその他の事業参加者の保護のために必要かつ適切な措置に関する定め
 - (5) 対象不動産の追加取得の価格が当該対象不動産の鑑定評価額又は近傍同種の不動産の取引価格等に照らし合理的なものであることを担保するために必要かつ適切な措置に関する定め
- ロ 不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等（当該対象不動産の売却等により契約が終了するものを除く。）をしたときは、当該対象不動産の売却等をした日から三十日以内に、事業参加者に対し、当該対象不動産の売却等に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該対象不動産の売却等をした日、当該対象不動産の売却等の価格、譲受人と不動産特定共同事業者等との関係、当該対象不動産の売却等をした日における財産の状況並びに対象不動産の追加取得の方針及び手続並びに対象不動産の追加取得の予定時期の定めがある場合にあっては当該予定時期を記
-

ロ 不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等（当該対象不動産の売却等により契約が終了するものを除く。）をしたときは、当該対象不動産の売却等をした日から三十日以内に、事業参加者に対し、当該対象不動産の売却等に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該対象不動産の売却等をした日、当該対象不動産の売却等の価格、譲受人と不動産特定共同事業者等との関係、当該対象不動産の売却等をした日における財産の状況並びに対象不動産の追加取得の方針、予定時期及び手続を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（

載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（第四十四条第一項各号に掲げる方法であつて、同条第二項に掲げる基準（同項第三号に掲げる基準を除く。）に適合するものをいう。以下この号において同じ。）により提供する旨の定めがあるもの

ハ 特定金銭の運用方法について明確かつ公正な定めがあるもの

（削る）

ニ 略

ホ 不動産特定共同事業者等は、次に掲げる行為又は取引をする場合においては、事業参加者に対し、当該行為又は取引に係る財産を特定するために必要な表示、当該行為又は取引の予定時期並びに当該財産の評価額及びその算出根拠を記載した書面を事前に交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定めがあるもの

- 1・2 略

3 利害関係人との間における不動産特定共同事業契約に係る財産に関する取引

ヘ 略

ト 追加募集を予定する場合にあつては、次に掲げる欄及び定めがあるもの

- 1 不動産特定共同事業者等は、追加募集を開始する前に、事業参加者に対し、当該追加募集に係る募集予定総額、当該追加募集の方法、出資された財産により追加取得する対象不動産の所

第四十四条第一項各号に掲げる方法であつて、同条第二項に掲げる基準（同項第三号に掲げる基準を除く。）に適合するものをいう。以下この号において同じ。）により提供する旨の定めがあるもの

ハ 不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等をした後に対象不動産の追加取得を予定する場合には、当該対象不動産の売却等をした日から一年以内に対象不動産の追加取得をする旨の定めがあるもの

ニ 不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等をした日から一年以内に対象不動産の追加取得をすることができなかった場合においては、当該対象不動産の売却等により得られた金銭について出資総額に対する出資の割合に応じて事業参加者に対し返還する旨その他これに準ずる公正な定めがあるもの

ホ 略

ヘ 不動産特定共同事業者等は、次に掲げる行為をする場合においては、事業参加者に対し、当該行為に係る財産を特定するために必要な表示、当該行為の予定時期並びに当該財産の評価額及びその算出根拠を記載した書面を事前に交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定めがあるもの

- 1・2 略

（新設）

ト 略

追加募集を予定する場合にあつては、次に掲げる事項に関する定めがあるもの

- 1 不動産特定共同事業者等は、追加募集を開始する前に、事業参加者に対し、当該追加募集に係る出資予定総額、当該追加募集の方法、出資された財産により追加取得する対象不動産の所

在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示及び当該対象不動産により行う不動産取引の方法を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定め

(2) 追加募集に係る募集額の決定方法、当該追加募集の方法その他の当該追加募集に係る公正な手続に関する定め

(3) 追加募集に係る募集額の累計額の上限を定める場合にあつては、不動産特定共同事業契約の締結をするときに当該累計額の上限を記載する欄及び当該累計額の上限を超える追加募集を行う場合の手続に関する定め

(4) 追加募集を直接の原因として当該追加募集の開始前から事業参加者である者が有する不動産特定共同事業に係る権利の価格が変動するおそれがある旨の定め及び不動産特定共同事業契約の締結をするときに想定されるその変動の概要を記載する欄

リ 升
(略)

対象不動産の売却等及び追加取得に係る判断が弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士その他の者であつて不動産取引に係る実務に関する知識を有する公正な第三者が関与して適正に行われることを担保するための必要かつ適切な措置に関する定めがあるもの
十六 前項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 業務外金銭の運用方法について前号ハの定めを準用する旨の定めその他これに準ずる明確かつ公正な定めがあるもの

ロ 業務外金銭及び特定金銭の合計額が、一年以上継続して不動産特定共同事業の業務に係る財産の額から特定金銭の額を控除した額の七分の三を超えない旨の定めがあるもの

ハ 業務外金銭及び特定金銭の合計額がロの定め反することとなつた場合において、ロに規定する割合を超える部分に係る金銭について出資総額に対する出資の割合に応じて事業参加者に対し速

在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示及び当該対象不動産により行う不動産取引の方法を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

(2) 追加募集に係る出資額の決定方法、当該追加募集の方法その他の当該追加募集に係る公正な手続に関する定め
(新設)

(新設)

リ 升
(略)

(新設)

十六 前項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用方法について明確かつ公正な定めがあるもの

ロ 不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭が不動産特定共同事業の業務に係る財産の額の三分の一を超えない旨の定めがあるもの
(新設)

やかに返還する旨の定めその他これに準ずる明確かつ公正な定めがあるもの

十七・十八 (略)

(業務管理者の要件等)

第二十一条 (略)

2 法第十七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(削る)

(削る)

一〇五 (略)

三〇五 (略)

(不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項)

第四十三条 法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの(第四号事業を行う者以外の者にあつては第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第三十七号から第四十二号までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあつては第四十三号に掲げるものをそれぞれ除く。)とする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、第十六号から第十九号まで及び第三十号に掲げるものは、変更前(追加募集に係る対象不動産の変更にあつては、当該変更の直後)の対象不動産に関するものに限る。

一〇十四 (略)

十五 事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

十七・十八 (略)

(業務管理者の要件等)

第二十一条 (略)

2 法第十七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇 住所

二〇 生年月日

三〇七 (略)

三〇五 (略)

(不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項)

第四十三条 法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの(第四号事業を行う者以外の者にあつては、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあつては、第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、第三十七号から第四十二号までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあつては、第四十三号に掲げるものを除く。)とする。

一〇十四 (略)

十五 事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ・ロ (略)

ハ 収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあつては、出資の返還を受ける権利に関する事項（契約の解除又は組合からの脱退に当たり事業参加者が出資の返還を受けることができる金額の計算方法及び支払方法並びに時期を含む。）

ニ (略)

十六 対象不動産の特定及び当該対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

イ (略)

ロ 対象不動産の変更の予定がある場合にあつては、その旨

ハ 略

十七 三十七 (略)

三十八 業務外金銭の運用に関する事項

三十九 四十四 (略)

2 (略)

(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項)

第四十七条 (略)

2 法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあつては、第二号、第四号及び第八号に掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）とする。

イ・ロ (略)

ハ 収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあつては、出資の返還を受ける権利に関する事項

ニ (略)

十六 対象不動産の特定及び当該対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

イ (略)

ロ (新設)

ハ 略

十七 三十七 (略)

三十八 不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用に関する事項

三十九 四十四 (略)

2 (略)

(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項)

第四十七条 (略)

2 法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあつては、第二号、第四号及び第八号に掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては、第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）とする。

一〇五 (略)

六 事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ・ロ (略)

ハ 収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあつては出資の返還を受ける権利に関する事項
(契約の解除又は組合からの脱退に当たり事業参加者が出資の返還を受けることができる金額の計算方法及び支払方法並びに時期を含む。)

ニ (略)

七〇五 (略)

十六 業務外金銭の運用に関する事項

3 (略)

(分別管理の方法)

第四十九条 (略)

2 不動産特定共同事業者(第二号事業(法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業をいう。))又は第四号事業を行う者に限る。)が、電子取引業務を行う場合において、当該電子取引業務に関して事業参加者から金銭の預託を受けるときは、次に掲げるところにより、当該預託を受けた金銭と自己の固有財産とを分別して管理するものとする。

一・二 (略)

三 当該金銭を信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託(当該金銭であることがその名義により明らかかなものであつて、当該不動産特定共同事業者を委託者とし、当該不動産特定共同事業者の行う電子取引業務に係る事業参加者を元本の受益者とするもののうち、金融商品取引業務等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第四百一条第一項第四号イからハまでに掲げる方法により運用されるもの又は元本補填の契約のあるものに限る。)により

一〇五 (略)

六 事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ・ロ (略)

ハ 収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあつては出資の返還を受ける権利に関する事項

ニ (略)

七〇五 (略)

十六 不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用に関する事項

3 (略)

(分別管理の方法)

第四十九条 (略)

2 不動産特定共同事業者(第二号事業又は第四号事業を行う者に限る。)が、電子取引業務を行う場合において、当該電子取引業務に関して事業参加者から金銭の預託を受けるときは、次に掲げるところにより、当該預託を受けた金銭と自己の固有財産とを分別して管理するものとする。

一・二 (略)

三 当該金銭を信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託(当該金銭であることがその名義により明らかかなものであつて、当該不動産特定共同事業者を委託者とし、当該不動産特定共同事業者の行う電子取引業務に係る事業参加者を元本の受益者とするもののうち、元本補填の契約のあるものに限る。)により管理すること。

管理すること。

(財産管理報告書の作成及び交付)

第五十条 不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について次に掲げる事項を記載した法第二十八条第二項に規定する報告書(第五十六条第一項第五号において「財産管理報告書」という。)を作成し、これを事業参加者に対し交付しなければならない。

一〇七 (略)

八 第一号の期間における第四十三条第一項第十六号ニに掲げる事項

(電子取引業務に係る重要事項の閲覧)

第五十五条 法第三十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、第四十三条第一項第一号、第二号、第六号、第八号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十七号(対象不動産の追加取得の方針に係る部分に限る。)及び第四十三号に掲げる事項とする。

2〇4 (略)

(業務に関する規定の準用等)

第七十一条 第二十条から第四十条まで、第四十二条第一項、第四十三条(同条第一項第四号を除く。)、第四十四条から第四十九条第一項まで及び第五十条から第五十五条までの規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十六条第一項」と、「別記様式第八号」とあるのは「別記様式第十八号」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十七条第一項」と、第二十一条第二項及び第三項中「第十七条第二項」とあるの

(財産管理報告書の作成及び交付)

第五十条 不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について次に掲げる事項を記載した法第二十八条第二項に規定する報告書(第五十六条第一項第五号において「財産管理報告書」という。)を作成し、これを事業参加者に対し交付しなければならない。

一〇七 (略)

八 第一号の期間における第四十三条第一項第十六号ハに掲げる事項

(電子取引業務に係る重要事項の閲覧)

第五十五条 法第三十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、第四十三条第一項第六号、第八号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第四十三号に掲げる事項とする。

2〇4 (略)

(業務に関する規定の準用等)

第七十一条 第二十条から第四十条まで、第四十二条第一項、第四十三条(同条第一項第四号を除く。)、第四十四条から第四十九条第一項まで及び第五十条から第五十五条までの規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十六条第一項」と、「別記様式第八号」とあるのは「別記様式第十八号」と、第二十一条第一項及び第四十四条第二項第三号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十七条第一項」と、第二十一条第二項及び第三項中

は「第五十条第二項において準用する法第十七条第二項」と、第三十七
七条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「第五十条第二項におい
て準用する法第十八条第三項」と、第三十八条中「第二十一条第四項
」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十一条第四項
」と、第三十九条中「第二十一条の二において準用する金融商品取引
法第三十九条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する
準用金融商品取引法第三十九条第三項」と、第四十条中「第二十一
条の二において準用する金融商品取引法第四十条第二号」とあるのは「
第五十条第二項において準用する準用金融商品取引法第四十条第二号
」と、第四十二条第一項中「第二十二条の二第一項及び第二項」とあ
るのは「第五十条第二項において準用する法第二十二条の二第一項」
と、第四十三条中「第二十四条第一項」とあるのは「第五十条第二項
において準用する法第二十四条第一項」と、同条第一項第二号及び第
四十七条第二項第三号中「許可番号（届出特定信託会社にあつては、
法第六十七条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関
等にあつては、令第十七条第三項の規定による届出の受理番号）」と
あるのは「登録番号」と、第四十三条第一項第六号中「第一号事業」
とあるのは「法第二条第六項第一号に掲げる行為に係る事業」と、「
三年」とあるのは「二年」と、同項第十一号中「第二条第三項各号」
とあるのは「第二条第三項第一号又は第二号」と、同項第二十六号へ
、第四十七条第三項及び第五十四条第三号中「第二十五条第一項」と
あるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項」と
、第四十三条第一項第二十六号ト中「第二十六条第二項及び第三項」
とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第二項及
び第三項」と、同条第二項第三号イ中号中「第二十七条」とあるのは
「第五十条第二項において準用する法第二十七条」と、第四十四条第
一項及び第四十六条第一項中「第二十四条第三項」とあるのは「第五
十条第二項において準用する法第二十四条第三項」と、「第二十五条
第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条
第三項」と、第四十五条及び第四十六条第一項中「第八条第一項」と

「第十七条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法
第十七条第二項」と、第三十七条第一項中「第十八条第三項」とある
のは「第五十条第二項において準用する法第十八条第三項」と、第三
十八条中「第二十一条第四項」とあるのは「第五十条第二項において
準用する法第二十一条第四項」と、第三十九条中「第二十一条の二に
おいて準用する金融商品取引法第三十九条第三項」とあるのは「第五
十条第二項において準用する準用金融商品取引法第三十九条第三項」
と、第四十条中「第二十一条の二第二項において準用する金融商品取
引法第四十条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する
準用金融商品取引法第四十条第二号」と、第四十二条第一項中「第二
十二条の二第一項及び第二項」とあるのは「第五十条第二項において
準用する法第二十二条の二第一項」と、第四十三条中「第二十四条第
一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第
一項」と、同条第一項第二号及び第四十七条第二項第三号中「許可番
号（届出特定信託会社にあつては、法第六十七条第三項の規定による
届出の受理番号、届出特別金融機関等にあつては、令第十七条第三項
の規定による届出の受理番号）」とあるのは「登録番号」と、第四
十三条第一項第六号中「第一号事業」とあるのは「法第二条第六項第
一号に掲げる行為に係る事業」と、「三年」とあるのは「二年」と、同
項第十一号中「第二条第三項各号」とあるのは「第二条第三項第一号
又は第二号」と、同項第二十六号へ、第四十七条第三項及び第五十四
条第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第五十条第二項におい
て準用する法第二十五条第一項」と、第四十三条第一項第二十六号ト
中「第二十六条第二項及び第三項」とあるのは「第五十条第二項にお
いて準用する法第二十六条第二項及び第三項」と、同条第二項第三号
イ中号中「第二十七条」とあるのは「第五十条第二項において準用す
る法第二十七条」と、第四十四条第一項及び第四十六条第一項中「第
二十四条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第
二十四条第三項」と、「第二十五条第三項」とあるのは「第五十条第
二項において準用する法第二十五条第三項」と、第四十五条及び第四

あるのは「第十二条において準用する令第八条第一項」と、第四十七条第一項中「第二十五条第一項第七号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第七号」と、同項第六号中「第二十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項」と、同条第二項中「第二十五条第一項第八号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第八号」と、第四十八条中「第二十六条の二ただし書」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条の二ただし書」と、第五十条中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十八条第二項」と、第五十一条第一項及び第二項中「第二十九条」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十九条」と、同条第一項中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」と、第五十二条第二項中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十条第二項」と、第五十三条中「第三十一条の二第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第二項」とあるのは「登録番号」と、第五十四条中「第三十一条の二第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第二項」と、第五十五条第一項及び第四項中「第三十一条の二第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第三項」と読み替えるものとする。

(監督に関する規定の準用等)

第七十二条 第五十六条、第五十七条第一項及び第五十八条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第二項中「第三十二条」とあるのは「第五十七条において準用する法第三十二条」と、同条第一項第二号中「第二十四条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第一項」と、同項第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二

十六条第一項中「第八条第一項」とあるのは「第十二条において準用する令第八条第一項」と、第四十七条第一項中「第二十五条第一項第七号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第七号」と、同項第六号中「第二十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項」と、同条第二項中「第二十五条第一項第八号」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項第八号」と、第四十八条中「第二十六条の二ただし書」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条の二ただし書」と、第五十一条第一項及び第二項中「第二十九条」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十九条」と、同条第一項中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」と、第五十二条第二項中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十条第二項」と、第五十三条中「第三十一条の二第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第二項」とあるのは「登録番号」と、第五十四条中「第三十一条の二第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第二項」と、第五十五条第一項及び第四項中「第三十一条の二第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第三十一条の二第三項」と読み替えるものとする。

(監督に関する規定の準用等)

第七十二条 第五十六条、第五十七条第一項及び第五十八条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第二項中「第三十二条」とあるのは「法第五十七条において準用する法第三十二条」と、同条第一項第二号中「第二十四条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第一項」と、同項第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二

二十五条第一項」と、同項第四号中「第二十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項」と、同項第六号中「不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）にあつては、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、第五十七条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する法第三十三条」と、第五十八条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する法第三十八条」と読み替えるものとする。

（適格特例投資家限定事業の開始に係る届出）

第七十八条 法第五十九条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項（第三号に規定する場合を除く。）

二（略）

三 不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業者に委託する場合にあつては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項

2・3 （略）

第二十五条第一項」と、同項第四号中「第二十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項」と、同項第五号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十八条第二項」と、同項第六号中「不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）にあつては、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、第五十七条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する法第三十三条」と、第五十八条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する法第三十八条」と読み替えるものとする。

（適格特例投資家限定事業の開始に係る届出）

第七十八条 法第五十九条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（新設）

一（略）

二 不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業者に委託する場合にあつては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地

2・3 （略）

業 務 管 理 者 名 簿

事務所の所在地：

氏 名	宅地建物取引士 登録番号/ 登録年月日	実務経験に 関する事項	主務大臣が指定する講習を修 了したこと又は登録証明事業 による証明を受けていること を示す事項	事務所の業務管理者となっ た 年月日	事務所の業務管理者でなく なった年月日

備 考

- ① 「取引主任者登録番号/登録年月日」の欄には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第19条の規定により登録を受けた登録番号及び登録年月日を記入すること。
- ② 「実務経験に関する事項」の欄には、記入時点における不動産特定共同事業の業務に関する実務経験の年数及びその職務内容を記入すること（当該実務経験の年数が3年以上である者に限る。）
- ③ 「主務大臣が指定する講習を修了したこと又は登録証明事業による証明を受けていることを示す事項」の欄は、不動産特定共同事業の業務に関する実務経験の年数が3年未満である者に限って記入すること。
- ④ 記載事項について削除する箇所については下線を引くこと。ただし、業務管理者でなくなった日から10年経過した者の行は削除すること。
(記入例) 下線

業 務 管 理 者 名 簿

事務所の所在地：

氏 名	住 所	生 年 月 日	宅地建物取引士 登録番号/ 登録年月日	実 務 経 験 に 関 する 事 項	主務大臣が指定する 講習を修了したこと 又は登録証明事業に よる証明を受けてい ることを示す事項	事務所の業務管理 者となつた 年 月 日	事務所の業務管理 者でなくなった年月日

備 考

- ① 「取引主任者登録番号/登録年月日」の欄には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第18条の規定により登録を受けた登録番号及び登録年月日を記入すること。
- ② 「実務経験に関する事項」の欄には、記入時点における不動産特定共同事業の業務に関する実務経験の年数及びその職務内容を記入すること（当該実務経験の年数が3年以上である者に限る。）
- ③ 「主務大臣が指定する講習を修了したこと又は登録証明事業による証明を受けていることを示す事項」の欄は、不動産特定共同事業の業務に関する実務経験の年数が3年未満である者に限って記入すること。
- ④ 記載事項について削除する箇所については下線を引くこと。ただし、業務管理者でなくなった日から10年経過した者の行は削除すること。
(記入例) 下線

別記

様式第十一号 (第五十一条、第五十七条関係) (略)

別表 (イ)

主要な株主又は社員の名簿

番号若しくは名称又は氏名	保有株式数 (株式会社でない場合には、出資額)	購 入 比 率 %

別表 (ロ) (略)

別表 (ハ) (略)

記載要領 (略)

別記

様式第十一号 (第五十一条、第五十七条関係) (略)

別表 (イ)

主要な株主又は社員の名簿

番号若しくは名称又は氏名	出 資 額 円	出資総額に対する割合 %

別表 (ロ) (略)

別表 (ハ) (略)

記載要領 (略)

別記

様式第十二号 (第五十九条関係)

表

第	号	平成	年	月	日	(有効期間 年)				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">所 属</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">姓 名</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> </table>							所 属	年 月 日 生	姓 名	氏 名
所 属	年 月 日 生									
姓 名	氏 名									
<p>上記の者は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第40条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。</p>										
<p style="font-size: small;">国土交通大臣 知事</p>										
<p style="text-align: right;">(印)</p>										

8.5cm

6cm

不動産特定共同事業法抜粋

第40条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があるときは、不動産特定共同事業（特別事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内においてこれを行つた者に限る。以下この項において同じ。）を当該不動産特定共同事業を営む者と取引をする者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者若しくは、当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他の場所について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他の場所の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記

様式第十二号 (第五十九条関係)

表

第	号	平成	年	月	日	(有効期間 年)				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">所 属</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">姓 名</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> </table>							所 属	年 月 日 生	姓 名	氏 名
所 属	年 月 日 生									
姓 名	氏 名									
<p>上記の者は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第40条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。</p>										
<p style="font-size: small;">国土交通大臣 知事</p>										
<p style="text-align: right;">(印)</p>										

8.5cm

6cm

不動産特定共同事業法抜粋

第40条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があるときは、不動産特定共同事業（特別事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内においてこれを行つた者に限る。以下この項において同じ。）を当該不動産特定共同事業を営む者と取引をする者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者若しくは、当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他の場所について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他の場所の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記

様式第二十三号 (第七十七条関係)

表

第	号	平成	年	月	日	(有効期間 か月)									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">稱</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table>							所	氏	名	稱	名	名	氏	名	名
所	氏	名													
稱	名	名													
氏	名	名													
年 月 日 生															
上記の者は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第58条第9項の規定により立入検査をすることができるときであることを証する。															
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>															

6cm

8.5cm

表

不動産特定共同事業法抜粋

第40条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、不動産特定共同事業（特別事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域外においてこれを営む者に限る。以下この項において同じ。）が、当該不動産特定共同事業を営む者及びその業務を行う者の業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは財産の状況若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の種類は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第58条

9 主務大臣は、特別事業者に対し、その業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第9項の規定による届出に係る事項に関し参考となるべき関係書類その他の物件の検査（前項の規定による届出に係る事項に關し必要なものに限る。）をさせ、若しくは同項の規定による届出に係る事項に關し、関係者に質問させることができる。

10 第40条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

別記

様式第二十三号 (第七十七条関係)

表

第	号	平成	年	月	日	(有効期間 か月)									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">稱</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table>							所	氏	名	稱	名	名	氏	名	名
所	氏	名													
稱	名	名													
氏	名	名													
年 月 日 生															
上記の者は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第58条第9項の規定により立入検査をすることができるときであることを証する。															
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>															

6cm

8.5cm

表

不動産特定共同事業法抜粋

第40条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、不動産特定共同事業（特別事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域外においてこれを営む者に限る。以下この項において同じ。）が、当該不動産特定共同事業を営む者及びその業務を行う者の業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは財産の状況若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の種類は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第58条

9 主務大臣は、特別事業者に対し、その業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第9項の規定による届出に係る事項に関し参考となるべき関係書類その他の物件の検査（前項の規定による届出に係る事項に關し必要なものに限る。）をさせ、若しくは同項の規定による届出に係る事項に關し、関係者に質問させることができる。

10 第40条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

別記

様式第二十四号 (第七十八条関係)

適格特例投資家限定事業開始届出書

(第一面)

不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第59条第2項の規定により、下記の事項について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事業に相違ありません。

年 月 日

財務(支)局長 殿
地方整備局長
北海道開発局長

申請者 商号又は名称
本店所在地

代表者氏名
電話番号
届出事業者名
担当電話番号
メールアドレス

印

別記

様式第二十四号 (第七十八条関係)

適格特例投資家限定事業開始届出書

(第一面)

不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第59条第2項の規定により、下記の事項について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事業に相違ありません。

年 月 日

財務(支)局長 殿
地方整備局長
北海道開発局長

申請者 商号又は名称
本店所在地

代表者氏名
電話番号
届出事業者名
担当電話番号
メールアドレス

印

③ 商号又は名称及び住所

フリガナ
商号又は名称
住所
郵便番号

④ 資本金又は出資の額(単位:円)

円

⑤ 不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業の種類

事業の種類

⑥ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第78号)第3条第1項の免状に関する事項

免状番号
免許年月日
有効期間
年 月 日
年 月 日

③ 商号又は名称及び住所

フリガナ
商号又は名称
住所
郵便番号

④ 資本金又は出資の額(単位:円)

円

⑤ 不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業の種類

事業の種類

⑥ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第78号)第3条第1項の免状に関する事項

フリガナ
商号又は名称
本店所在地
電話番号
免許番号
免許年月日
有効期間
年 月 日
年 月 日

(第二面)

③ 不動産取引に係る業務の全てを委託する空地建物取引業者に関する事項

フリガナ	
番号又は名称	
事務所の名称	
所在地	
電話番号	
免許番号	
免許年月日	年 月 日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

④ 役員に関する事項

役職名	
フリガナ	
氏名	
役職名	
フリガナ	
氏名	
役職名	
フリガナ	
氏名	

⑤ 事務所に関する事項

事務所の名称	
所在地	
電話番号	

⑥ 不動産特定共同事業法施行令（平成8年政令第43号）第14条で定める使用人に関する事項

フリガナ	
氏名	
住所	

(第三面) ・ (第四面) (略)

(第二面)

③ 役員に関する事項

役職名	
フリガナ	
氏名	
役職名	
フリガナ	
氏名	
役職名	
フリガナ	
氏名	

④ 事務所に関する事項

事務所の名称	
所在地	
電話番号	

⑥ 不動産特定共同事業法施行令（平成8年政令第43号）第14条で定める使用人に関する事項

フリガナ	
氏名	
住所	

(第三面) ・ (第四面) (略)

記載要領

- 1 各面共通事項
① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ一（ダツシユ）で区切り、記入すること。
(記入例) 03-5253-8111
 - ② 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。
- 2 第一面関係
「宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許に関する事項」の欄には、不動産取引に係る業務の全てを委託する場合にあっては、当該宅地建物取引業者に関する事項を記入すること。
- 3～5 (略)

記載要領

- 1 各面共通事項
① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ一（ダツシユ）で区切り、記入すること。
(記入例) 03-5253-8111
 - ② 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。
- (新設)
- 2～4 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第三条第一項の許可、法第九条第一項の認可、法第四十一条第一項の登録又は法第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業契約約款に基づく不動産特定共同事業契約（対象不動産変更型契約に限る。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に法第九条第一項の認可又は法第四十六条第一項の変更登録の申請がこの命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則（附則第四条において「新規則」という。）に基づいてされた場合において当該期間を経過したときは、その申請について認可若しくは不認可又は変更登録若しくは変更登録の拒否の処分があるまでの間）は、なお従前の例による。

第三条 前条の場合を除き、施行日前にされた法第三条第一項の許可、法第九条第一項の認可、法第四十一条第一項の登録又は法第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業契約約款に基づく不動産特

定共同事業契約については、なお従前の例による。

第四条 この命令の施行の際現に法第三条第一項の許可又は法第四十一条第一項の登録を受けている者についての新規則第四十三条及び第四十七条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。